



壬生町公示第 29 号

下記に係る書類については、住居所不明等のため送達できないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示する。

当該書類は、壬生町役場に保管してあるので、送達を受ける者の申し出があるときは、交付する。

（注 意）

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 8 月 10 日

壬生町長 小 菅 一 弥



送達する書類の名称

令和 8 年度国民健康保険税 過年度 2 期更正決定通知書

送達を受けるべき者の氏名

多喜 牧夫